

グループホーム あんしんハウス 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人心和会が設置する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所グループホームあんしんハウス(以下「事業所」という。)において実施する入所事業は、要介護者又は要支援2であって認知症の状態にあるもの(以下「利用者」という。)について、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者の認知症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

- 2 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮して行う。
- 3 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 4 共同生活住居における介護従業者は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 6 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 事業所は、指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 8 事業者自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 9 2ヶ月に1回以上、運営推進会議を開催し、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 10 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の終了に際しては利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
- 11 前10項のほか、「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

に関する基準等を定める条例」(平成 25 年青森市条例第 10 号)及び「青森市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」(平成 25 年青森市条例 11 号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第 3 条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 グループホームあんしんハウス
- ニ 所在地 青森県青森市大野字若宮 1 5 1 番地 1 9

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 4 条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名 (計画作成担当者兼務)

管理者は職員の管理及び指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用の申込みに係る連絡、調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

(2) 計画作成担当者 2 名 (うち 1 名は管理者と兼務)

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡、連携・調整等を行う。

(3) 介護従業者 14 名(うち 2 名は、管理者、計画作成担当者と兼務)

介護従業者は、介護計画に基づき、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

(利用定員)

第 5 条 事業所の利用定員は 1 階、1 ユニット 9 名、2 階、1 ユニット 9 名の計 1 8 名とする。

(サービスの内容及び手続きの説明及び同意)

第 6 条 事業所は、サービス提供の開始に際して、入居申込者またはその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得る。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 7 条 入居の際に要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているか否かを確認する。申請が行われていない場合は、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに申請が行えるよう援助する。

(入居に対する指定(介護予防)認知症対応型共同生活介護の内容)

第8条 事業所は、利用者に対し、次に掲げる指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供を行う。なお日中活動時間帯は6時～21時30分とする。

- (1) 共同生活住居において、入浴、排泄、食事等その他日常生活支援・レクリエーションを行う。
 - (2) 食事の準備、買い物、掃除、洗濯等は、利用者と職員ができるだけ一緒に行う。
 - (3) 入院治療を要する場合は、かかりつけの病院等への情報提供、もしくは協力病院を紹介する。
 - (4) 退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や生活支援の継続性に考慮し、居宅介護支援事業者及び保険医療福祉サービス機関と密接な連携に努める。
- 2 事業所は、利用者3人に1人以上の介護職員を配置する。
 - 3 サービスの提供は、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - 4 職員は、サービスの提供に当たって、利用者又はその家族に対して、必要事項をわかりやすく説明する。
 - 5 利用者本人または他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行わない。
 - 6 夜間については、夜勤業務体制とし、1人以上の従業者を配置し対応する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- 2 利用料の徴収に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族にサービス内容及び費用について説明を行い同意を得て行う。
- 3 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

※ 利用料及び介護保険サービス以外の料金は、別紙「重要事項説明書」の通りとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 サービス利用に当たっての留意すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 利用者は、本人の介護サービス計画に基づき、その日課を進め、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に務めるものとする。
- (2) 利用者は、健康に留意するものとする。
- (3) 感染症の方は医師の指示のもとに対応する。
- (4) 利用者を外泊又は外出させる場合は、前もっての連絡を必要とする。

- (5) 緊急連絡については、確実に連絡が取れるようにして頂くこととする。
- 2 利用者は、共同生活住居内で、次の行為は慎むこととする。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の利益を侵すこと。
 - (2) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
 - (3) 故意に共同生活住居若しくは物品に損害を与え、又は物品を持ち出すこと。

(衛生管理等)

- 第11条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は事業所が定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

- 第13条 事業所は、非常災害に備えるため、消防法令に基づき、消防計画を作成し、年2回以上の避難訓練、その他の必要な訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(協力医療機関等)

- 第14条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めるものとする。

- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療連携機関を定めておくよう努めるものとする。
- 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(苦情処理)

- 第15条 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 3 事業所は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関しては国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

- 第16条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備をする。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(地域との連携など)

第19条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し提供している本事業所のサービス内容及び活動状況等を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第20条 事業所は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第21条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させる

ために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後2ヶ月以内に実施する。
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 従業者及び従業者であった者は、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
 - 3 従業者及び従業者であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、従業者でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とするものとする。
 - 4 事業所は、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 5 事業所は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関する記録を整備し、サービス提供終了の日から2年間保存するものとする。また、事業者は、請求及び受領に係る記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人心和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成17年10月13日から施行する

この規程は、平成18年4月1日に改定し施行する。

この規程は、平成19年4月1日に改定し施行する。

この規程は、平成21年4月1日に改定し施行する。

この規程は、平成22年7月1日に改定し施行する。

この規程は、平成28年4月1日に改定し施行する。

この規程は、平成29年4月1日に改定し施行する。

この規程は、平成31年4月1日に改定し施行する。

この規程は、令和2年4月1日に改定し施行する。

この規程は、令和3年 4月 1日に改定し施行する。

この規程は、令和4年 4月 1日に改定し施行する。

この規程は、令和4年 10月 1日に改定し施行する。

この規程は、令和5年 4月 1日に改定し施行する。

この規程は、令和5年 8月 16日に改定し施行する。

この規程は、令和6年 4月 1日に改定し施行する。